

に改める。
別表第十四の二中

四四	四〇号	、二二五番地一号 先から山梨市北字 廻り田一、一一三 番地先までの両側	原付・ けん引 を 除く)	部	年四月一 一日 告示第四 一号
----	-----	--	------------------------	---	--------------------------

一五	県道高 畑谷村 停車場 線 市道	都留市上谷四 丁目七番一三 号先(国道一 三九号と市道 との丁字路交 差点)、都留 市上谷四丁目 六番六号先(普 門寺第二踏 切)、都留市 上谷一丁目一 番二号先(谷 村第一小学校 北側角)、都 留市上谷二丁 目一番一三三 号先(市役所入 口交差点)の 国道一三九号 、市道、富士 急行線に囲ま れた区域内の 全ての道路	車両 (けん引 を除く)	大月	平成二七 年一月一 九日 告示第五 号
----	------------------------------	--	--------------------	----	---------------------------------

一五	県道高 畑谷村 停車場 号先(国道一 三九号と市道 との丁字路交 差点)、都留 市上谷四丁目 六番六号先(普 門寺第二踏 切)、都留市 上谷一丁目一 番二号先(谷 村第一小学校 北側角)、都 留市上谷二丁 目一番一三三 号先(市役所入 口交差点)の 国道一三九号 、市道、富士 急行線に囲ま れた区域内の 全ての道路	二、一三〇	一〇・ 〇二	車両 (けん引 を除く)	三〇	大月	平成二七 年一月一 九日
----	---	-------	-----------	--------------------	----	----	--------------------

一六	市道	三九号と市道 との丁字路交 差点)、都留 市上谷四丁目 六番六号先(普 門寺第二踏 切)、都留市 上谷一丁目一 番二号先(谷 村第一小学校 北側角)、都 留市上谷二丁 目一番一三三 号先(市役所入 口交差点)の 国道一三九号 、市道、富士 急行線に囲ま れた区域内の 全ての道路	車両 (けん引 を除く)	南アルプス市	平成二八 年四月一 一日 告示第四 一号
一、八五一					
一五・ 四一					
車両 (けん引 を除く)					
三〇					
南アルプス市					

一七	市道	南アルプス市西南湖三、一七一番地先（南湖小南交差点）、南アルプス市西南湖七九一番地先（県道一軒茶屋荊沢線と市道の十字路交差点）、南アルプス市西南湖四、一七二番地先（西南湖交差点）、	（南アルプス市在家塚一、四九一番地先（市道同士の十字路交差点）、南アルプス市西野二、三九二番地先（白根東小学校屋内運動場の南西角）、南アルプス市西野二、三〇番地先（総合病院入口交差点）、の主要地方道今諏訪北村線、市道に囲まれた区域の内全ての道路	一、五二〇	一四・五〇	（けん引を除く）	三〇	南アルプス	平成二八年四月一日 告示第四号
----	----	--	--	-------	-------	----------	----	-------	--------------------

に改める。
別表第十六中

南アルプス市西南湖八八〇番地先（市道同士の十字路交差点）、の県道一軒茶屋荊沢線、市道に囲まれた区域の内全ての道路
--

六六九	県道 粟倉飯富線	南巨摩郡中富町飯富一六三番地先（藤井正次方東側）	鮎沢	四九・四・一一六号
-----	-------------	--------------------------	----	-----------

六六九	削除		南部	平成二八年四月一日 告示第四号
-----	----	--	----	--------------------

七三七	町道 越渡後屋敷線	南巨摩郡富沢町万沢一、五八三番地の一先	南部	四九・四・一一六号
-----	--------------	---------------------	----	-----------

七三七	削除		南部	平成二八年四月一日 告示第四号
-----	----	--	----	--------------------

一、二七六	市川大	西八代郡下部町波高島八〇番地先(三保屋商店)東側	市川	四九・八・一五三五号
七五六	削除		南部	平成二八年四月一日 告示第四一号
七五六	町道	南巨摩郡富沢町福士一、八六六番地の一先東側	南部	四九・四・一一一六号
七五三	削除		南部	平成二八年四月一日 告示第四一号
七五三	町道	南巨摩郡富沢町万沢六、九四四番地の一先	南部	四九・四・一一一六号
七三九	削除		南部	平成二八年四月一日 告示第四一号
七三九	県道 井出停車場線	南巨摩郡富沢町福士一、六八六番地先(名取昌幸方南側)	南部	四九・四・一一一六号

一〇、四七一	町道	東八代郡御坂町成田二、二〇九番地の一先(みさかの湯西側交差点北側・南進車両)	石和	平成一四年九月一日 告示第五一号
七、九四六	削除		南甲府	平成二八年四月一日 告示第四一号
七、九四五	削除		南甲府	平成二八年四月一日 告示第四一号
七、九四六	県道 鶯宿中道線	東八代郡中道町上曾根字一丁目三、九六五番地の二先(甲府南IC東交差点・県道から国道への左折導流部出口)	南甲府	平二・五・二四一四号
七、九四五	県道 鶯宿中道線	東八代郡中道町上曾根字一丁目三、九六五番地の二先(甲府南IC東交差点・県道から国道への右折導流部出口)	南甲府	平二・五・二四一四号
一、二七六	削除		南部	平成二八年四月一日 告示第四一号
	門下部 身延線			

を	に	を	に	を	に	を	
一一、五三七	町道	一一、三三八	削除	一〇、七一一	削除	一〇、四七一	削除
南巨摩郡富士川町鯉沢九八番地先(十字路交差点・西進車両)	鯉沢	南巨摩郡身延町波高島九〇一番地先(波高島トンネル西側丁字路交差点・北進車両)	南部		鯉沢	南巨摩郡富士川町青柳町二、三九五番地二先(町道同士の十字路交差点・東進車両)	鯉沢
平成二十八年四月十一日 告示第一一六号	平成二十八年四月十一日 告示第四一号	平成二十八年三月五日 告示第一八号	平成二十八年四月十一日 告示第四一号	平成二十八年四月十一日 告示第四一号	平成二十八年四月十一日 告示第九一号	平成二十八年四月十一日 告示第四一号	平成二十八年四月十一日 告示第四一号

を	に	を	に	を	に
一一、六七〇	削除	一一、六六九	削除	一一、五八五	削除
市道	市道	甲斐市下今井三、四七五番地先(中部横断自動車道富士川橋東側十字路交差点・南進車両)	市道	甲斐市下曾根一、一三七番地一字路交差点・北進車両)	市道
南甲府	南甲府	南甲府	南甲府	南甲府	南甲府
平成二十八年四月十一日 告示第四一号	平成二十八年四月十一日 告示第四一号	平成二十八年四月十一日 告示第一三三号	平成二十八年四月十一日 告示第一三三号	平成二十八年四月十一日 告示第四一号	平成二十八年四月十一日 告示第二四号

一、六八七	市道	甲斐市大袋二、四八二番地一先 (茅ヶ岳東部広域農道と市道との 十字路交差点・北進車両)	葦崎	平成二五年四月 一八日 告示第四八号
一、六八八	市道	甲斐市大袋二、三三二番地一先 (茅ヶ岳東部広域農道と市道との 十字路交差点・南進車両)	葦崎	平成二五年四月 一八日 告示第四八号

一、六八七	市道	甲斐市団子新居五四番地二先 (茅ヶ岳東部広域農道と市道との 十字路交差点・南進車両)	葦崎	平成二八年四月 一日 告示第四一號
一、六八八	市道	甲斐市団子新居一〇〇番地一先 (茅ヶ岳東部広域農道と市道との 十字路交差点・北進車両)	葦崎	平成二八年四月 一日 告示第四一號

一、七〇一	市道	笛吹市石和町松本一二九番地先 (石和温泉駅北口北側丁字路交 差点・北進車両)	笛吹	平成二五年六月 二七日 告示第八〇号
-------	----	--	----	--------------------------

一、七〇一	削除		笛吹	平成二八年四月 一日 告示第四一號
-------	----	--	----	-------------------------

一、七七三	八幡ラ ンブ連 絡路	山梨市北二、二二五番地二先 (西関東連絡道路八幡南ラ ンブ・ 八幡ラ ンブ連絡路出口・南進車 両)	日下部	平成二七年一月 一九日 告示第五号
-------	------------------	--	-----	-------------------------

一、七七三	削除		日下部	平成二八年四月 一日 告示第四一號
-------	----	--	-----	-------------------------

一、七七八	市道	甲斐市牛匂二、八八五番地先 (市道牛匂八ツ頭線と市道との丁 字路交差点・西進車両)	葦崎	平成二七年三月 一二日 告示第二六号
-------	----	---	----	--------------------------

一、七八七	削除		葦崎	平成二八年四月 一日 告示第四一號
-------	----	--	----	-------------------------

一、八二二	市道	笛吹市一宮町新巻一五一番地先 (市道同士の十字路交差点・西 進車両)	笛吹	平成二七年二 月一四日 告示第一四一號
一、八三二	市道	笛吹市一宮町金沢三八八番地先 (市道同士の丁字路交差点・東 進車両)	笛吹	平成二七年二 月一四日 告示第一四一號

一、八二二	市道	笛吹市一宮町新巻一五一番地先 (県道市之蔵山梨線と市道との 十字路交差点・西進車両)	笛吹	平成二八年四月 一日 告示第四一號
-------	----	--	----	-------------------------

一、八三二	市道	笛吹市一宮町金沢三八八番地先 (主要地方道白井甲州線と市道)	笛吹	平成二八年四月 一日
-------	----	-----------------------------------	----	---------------

との丁字路交差点・東進車両)
告示第四一号

に、
一一、八二四 国道一三九号
南都留郡富士河口湖町船津六、六六三番地一先(スバル立体交差点の国道一三九号からの東進側道部に付帯する左折導流部・北進車両)
富士吉田
平成二七年二月一四日
告示第一四一号

を

一一、八二四 国道一三九号
南都留郡富士河口湖町船津六、六六三番地一先(スバル立体交差点の国道一三九号からの東進側道部に付帯する左折導流部・北進車両)
富士吉田
平成二七年二月一四日
告示第一四一号

一一、八二五 市道
笛吹市御坂町成田二、三九八番地三先(市道同士の十字路交差点・東進車両)
笛吹
平成二八年四月一日
告示第四一号

一一、八二六 市道
笛吹市御坂町成田二、一二九番地先(市道同士の十字路交差点・西進車両)
笛吹
平成二八年四月一日
告示第四一号

一一、八二七 市道
笛吹市御坂町成田二、二三八番地二先(市道同士の十字路交差点・東進車両)
笛吹
平成二八年四月一日
告示第四一号

一一、八二八 市道
笛吹市御坂町国衙八六四番地二先(市道同士の十字路交差点・西進車両)
笛吹
平成二八年四月一日
告示第四一号

一一、八二九 農道
甲州市塩山竹森二、九六五番地二先(県道と農道の丁字路交差点・西進車両)
日下部
平成二八年四月一日
告示第四一号

一一、八三〇 国道一四〇号
山梨市北字廻り田一、一一一番地一先(国道一四〇号と主要地方道甲府山梨線の丁字路交差点・北進車両)
日下部
平成二八年四月一日
告示第四一号

一一、八三一 村道
南都留郡忍野村忍草一、四〇七番地先(県道と村道との四差路交差点・北進車両)
富士吉田
平成二八年四月一日
告示第四一号

一一、八三二 町道
南都留郡富士河口湖町小立二、七一九番地一先(県道船津小海線と町道との十字路交差点・南進車両)
富士吉田
平成二八年四月一日
告示第四一号

一一、八三三 町道
南都留郡富士河口湖町小立二、七二二番地一先(町道同士の丁字路交差点・南進車両)
富士吉田
平成二八年四月一日
告示第四一号

一一、八三四 町道
南都留郡富士河口湖町小立三、三一〇番地一先(県道船津小海線と町道との十字路交差点・北進車両)
富士吉田
平成二八年四月一日
告示第四一号

一一、八三五 町道
南都留郡富士河口湖町小立三、二九一番地一先(県道船津小海線と町道との十字路交差点・南進車両)
富士吉田
平成二八年四月一日
告示第四一号

一一、八三六 市道
南アルプス市湯沢一、六三三番地先(市道と農道との丁字路交差点・北進車両)
南アルプス
平成二八年四月一日
告示第四一号

一一、八三七 市道
笛吹市八代町北三、七二三番地一先(県道と市道との丁字路交差点・南進車両)
笛吹
平成二八年四月一日
告示第四一号

一一、八三八	国道一四〇号	山梨市北字南片瀬二、二二五番地二先(国道一四〇号と主要地方道甲府山梨線の十字路交差点・南進車両)	日下部	平成二八年四月一日	告示第四一号
一一、八三九	町道	富士河口湖町小立三、二五九番地先(県道船津小海線と町道との丁字路交差点・北進車両)	富士吉田	平成二八年四月一日	告示第四一号
一一、八四〇	町道	南都留郡富士河口湖町大嵐四二八番地先(町道同士の丁字路交差点・西進車両)	富士吉田	平成二八年四月一日	告示第四一号
一一、八四一	農道	甲州市勝沼町山一、七六七番地八先(県道と農道との丁字路交差点・南進車両)	日下部	平成二八年四月一日	告示第四一号
一一、八四二	農道	甲州市勝沼町山一、六八二番地三先(県道と農道との十字路交差点・北進車両)	日下部	平成二八年四月一日	告示第四一号
一一、八四三	農道	甲州市勝沼町山一、六五六番地一先(県道と農道との十字路交差点・南進車両)	日下部	平成二八年四月一日	告示第四一号

に改める。
別表第十七中

四二	市道舞鶴公園北通線	甲府市丸の内一丁目三番二号先(山交百貨店北西角)から甲府市丸の内一丁目四番一九号先(ナイトスポットK東側丁字路交差点)までの両	一三〇	車両	終日	甲府	平成一八年三月一日	告示第二三三三号
----	-----------	---	-----	----	----	----	-----------	----------

四二	主要地方道甲府市丸の内一丁目五四一番一先から甲府市丸の内一丁目四番一九号先	側	一三五	車両	終日	甲府	平成二八年四月一日	告示第四一号
----	---------------------------------------	---	-----	----	----	----	-----------	--------

八六九	町道	東八代郡中道町下曾根三、二七一番地の一先(中島鶏卵前)から東八代郡豊富村高部一、九二一番地の一五先(よっちゃん食品南)までの両側	七五〇	車両	七時から二〇時	南甲府	平成一七年三月七日	告示第一八号
-----	----	--	-----	----	---------	-----	-----------	--------

八六九	市道	甲府市下曾根二、七八九番地先から中央市高部一、九二一番地一先までの両側	九一〇	車両	七時から二〇時	南甲府	平成二八年四月一日	告示第四一号
-----	----	-------------------------------------	-----	----	---------	-----	-----------	--------

一、三九〇	市道	笛吹市石和町松本一、二八番地一	二七〇	車両	終日	笛吹	平成二七年一月	
-------	----	-----------------	-----	----	----	----	---------	--

を

一、三九〇	市道	笛吹市石和町松本一、二八番地一先から笛吹市石和町松本一三〇番地一先までの両側	二七〇	車両	終日	笛吹	平成二七年一月二四日 告示第一四一四号
一、三九一	甲府駅南口公共交通ロータリー	甲府市丸の内一丁目二番一先から甲府駅南口公共交通ロータリー入口から出口までの両側	一〇〇	車両	終日	甲府	平成二八年四月一日 告示第四一四号
一、三九二	国道一四〇号	山梨市北字南片瀬二、二二五番地一先から山梨市北字廻り田一、一一三番地先までの両側	五一六	車両	終日	日下部	平成二八年四月一日 告示第四一四号
一、三九三	県道船津小海線	南都留郡富士河口湖町船津一、七二〇番地先から南都留郡富士河口湖町小立三、一六七番地先までの両側	一、四三〇	車両	終日	富士吉田	平成二八年四月一日 告示第四一四号

に改める。

別表第十九号

二〇七	主要地 方道甲府 府荻崎線	甲府市丸の内二丁目八番一〇号先（朝日町ガード南交差点）から甲府市丸の内一丁目一番先（エクラン駐車場南側）までの北側歩道（二二〇メートル）	甲府	平成二四年一月二二日 告示第一二五号
-----	---------------------	--	----	-----------------------

を

二〇七	主要地 方道甲府 府荻崎線	甲府市丸の内二丁目八番一〇号先（朝日町ガード南交差点）から甲府市丸の内一丁目五四一番一先（甲府駅公共交通ロータリー南西側）までの北側歩道（三〇五メートル）	甲府	平成二八年四月一日 告示第四一四号
-----	---------------------	---	----	----------------------

に改める。

別表第三十の二中

一	甲府駅前広場	甲府市丸の内一丁目一番八号先（甲府駅南口広場）（道路標示によって区画された三〇メートルの部分）	タクシ	甲府六二・七・九
二	甲府駅前広場	甲府市丸の内一丁目一番八号先（甲府駅南口広場）（道路標示によって区画された三〇メートルの部分）	大型バス	甲府六二・七・九 二七号

を

一	削除			甲府 平成二八年四月一日 告示第四一四号
---	----	--	--	----------------------------

二	削除			甲府	平成二八年 四月一日 告示第四一 号
---	----	--	--	----	-----------------------------

三三	市道	笛吹市石和町松本一七七番地 一先(石和温泉駅北口ロータ リー・タクシー乗降場九メー トル区間の道路標示によ つて区画された部分)	終日	タクシ	笛吹	平成二七年 一二月一四 日 告示第一四 一号
----	----	--	----	-----	----	------------------------------------

三三	市道	笛吹市石和町松本一七七番地 一先(石和温泉駅北口ロータ リー・タクシー乗降場九メー トル区間の道路標示によ つて区画された部分)	終日	タクシ	笛吹	平成二七年 一二月一四 日 告示第一四 一号
三四	甲府駅 南口公 共交通 ロータ リー	甲府市丸の内一丁目二番一 号先(甲府駅南口公共交通ロ ータリー・路線バス乗降場区 間の道路標示によって区 画された部分)	終日	路線バ ス	甲府	平成二八年 四月一日 告示第四一 号
三五	甲府駅 南口公 共交通 ロータ リー	甲府市丸の内一丁目二番一 号先(甲府駅南口公共交通ロ ータリー・タクシー乗降場区 間の道路標示によって区 画された部分)	終日	タクシ	甲府	平成二八年 四月一日 告示第四一 号

に改める。
別表第三十三中

九八	国道五二	甲府市上石田一丁目一番四号先(貢	三	平成二六年三月一
----	------	------------------	---	----------

号	川橋西詰交差点)	四日 告示第二八号
九八 号	甲府市上石田一丁目一番四号先(貢一 川橋西詰交差点)	平成二八年四月一 日 告示第四一 号

に改める。